

豊橋市火災予防条例一部改正
(林野火災予防)
の考え方について

消防本部 予防課

1. 条例改正の考え方

(1) 条例改正の背景

- ・令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、消防庁では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめた。この報告書において、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、市町村条例の基準となる火災予防条例（例）の一部が改正（以下「改正条例（例）」という。）された。
- ・改正条例（例）では、林野火災の予防を目的とした警報（以下「林野火災警報」という。）を発令する前段階において、林野周辺における市民等に火の使用制限の努力義務を課することができる注意報（以下「林野火災注意報」という。）と火の使用制限をする林野火災警報の内容が盛り込まれた。
- ・また、林野火災注意報や林野火災警報の対象となる区域について、林野火災の発生の危険性を勘案し、市町村長が指定することができることとなった。
- ・本市において、北東部から南部を中心に「森林」が存在することから、林野火災の予防対策を進めるため、本市の実態に則して火災予防条例改正を行い、区域を指定する必要がある。

「森林」… 森林法の規定により都道府県や森林管理局が作成する森林計画で対象となっている区域

(2) 条例改正のポイント

- ・本市において、森林法に基づく「火入れ」の許可制度があるため、「火入れ」の許可が必要な区域を林野火災注意報・警報の対象となる区域と合わせ、許可部局と連携強化を図り、市民に分かりやすく周知できるようにする。

- ・「火入れ」については、豊橋市火入れに関する条例の改正を行い、林野火災注意報・警報が発令された際の対応を明記する。
- ・「火入れ」に該当しなきたき火については、届出として受理し、林野火災注意報・警報が発令された際の対応を明記する。

「火入れ」…「森林」とその周囲1キロメートルの範囲において、害虫駆除や焼畑などの目的で市町村が許可する行為

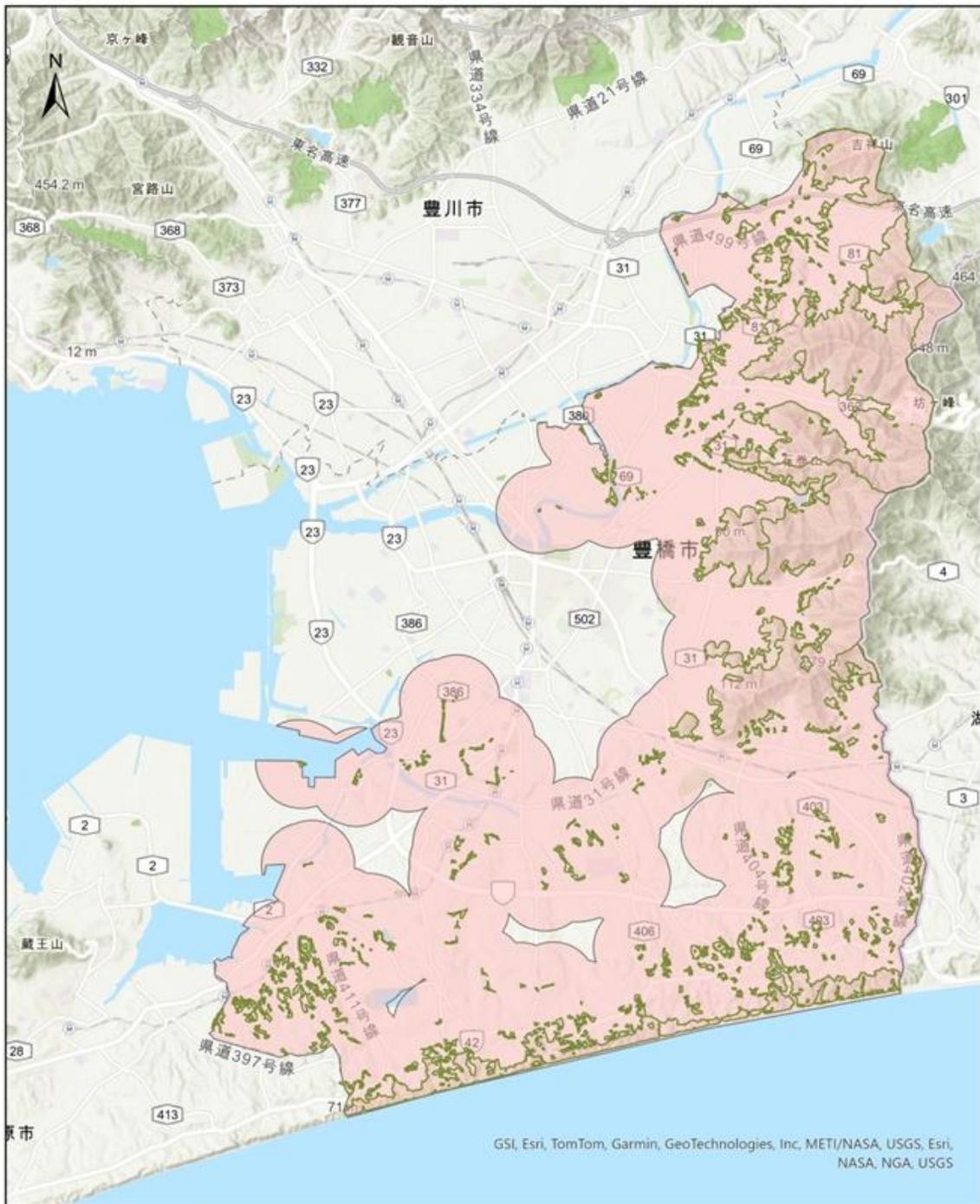
(3) 主な改正の内容

- ・気象の状況が林野火災の予防上必要な場合は、林野火災注意報・警報を発し、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。
- ・林野火災注意報が解除されるまでの間、区域内において火の使用の制限に努めることとする。
- ・林野火災警報が発令中には、区域内の人は火の使用の制限に従わなければならないこととする。
- ・たき火について届出が必要であることを明確にする。

【参考】火災予防条例で規制される火の使用の制限の内容

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

【林野火災注意報・警報の対象となる区域】



■ は「森林」の範囲

■ は「森林」から周囲1キロメートルの範囲

(4) その他の必要な事項

- ・国からの通知内容を参考とし、林野火災注意報・警報の発令指標や期間など必要な事項は告示に記載する。

【発令指標】

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標	前3日間の合計降雨量が1mm以下 + 前30日間の合計降雨量が30mm以下、 又は乾燥注意報が発表 ※当日に降水（降雪）が見込まれる 場合はこの限りでない。	林野火災注意報の発令指標に加え、 強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起	屋外での火の使用等の制限 ※罰則あり

【発令期間】

1月から5月まで

- ※この期間外に気象状況で火災予防上の危険があれば「火災警報」を発令する。

「火災警報」…消防法に基づき、市内全域に火の使用制限を行う
現行の制度

(5) 施行日

令和8年4月1日